

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	大宮歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 大宮歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
医療専門課程	歯科衛生士学科	夜・通信	264 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表を図書室で閲覧

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	大宮歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 大宮歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	一般社団法人 大宮歯科医師会
役割	<p>学校運営委員会は、大宮歯科医師会長が選任した校長及び副校長並びに校長が選任した教頭、外部運営委員及び主任の9名から11名以内（現在9名）で組織し、毎月会を開催している。</p> <p>運営委員会では、(1)事業計画、(2)事業報告、(3)学校運営に関する事項、(4)学則、細則の制定及び改廃に関する事項、(5)施設の整備及び改廃に関する事項、(6)その他管理運営に関する事項を審議し、様々な学校の方針や事業などの決定を行い、その意見はカリキュラム編成、入学試験等学校行事の進行などに反映されている。</p> <p>また、各学年の担任から月次報告を受け、必要に応じてアドバイスを行っている。担任は、それを学生指導に活用している。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
歯科医師	令和7年7月1日～令和9年6月30日	臨床実習歯科診療所
歯科医師	令和7年7月1日～令和9年6月30日	臨床実習歯科診療所
(備考)		

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大宮歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 大宮歯科医師

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

シラバスの作成については、各科目の担当教員及び本校教務により協議を重ねて、意見を集約している。シラバスの内容については、一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会作成の「歯科衛生学教育コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン－」に則り、学科目目標、授業テーマと授業内容ごとに一般目標を作成している。

成績評価の方法・基準は、学則で定めるとともに、授業計画に記載している。

ただし、実習科目については、実技と提出物も評価している。

授業計画の作成については、毎年10月下旬に各科目の担当教員に作成依頼をし、その後教務と協力して、翌年の1月には完成させ、学校運営委員会の承認を得て3月末から学校図書室で閲覧させてている。

授業計画書の公表方法	「シラバス」を学校図書室で閲覧
------------	-----------------

**2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。**

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則で定めた成績評価の方法・基準により履修認定を実施している。

単位取得の認定は、各授業科目において、出席時数が授業時数の3分の2に達していることと、テストにより0点から1点刻みの100点満点で評価し、60点以上に単位を認定する。

テスト又は提出物等による評価を行わない授業科目は、出席時数が授業時数の3分の2に達していること、臨床実習については、学則に定めた時間の出席及び実習報告書の提出により単位を認定する。この場合の評価は合格及び不合格とし、合格に単位を認定する。

本校入学以前に履修し、本校が既習として認定した学科目については、既認定とし60点を与えるが評点を希望するときには認定科目においても、任意でテストを受けることで成績を点数化して評価することができる。

(その場合、60点未満の場合は60点とする)

病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者に対しては追試験を行う。

受講時間の不足している学生のための補講、不合格の者に対しての再試験を行い、再試験に合格した場合は単位を認定する。

(この場合の評点は60点とする)

歯科衛生士の臨床業務に直接かかわる実習を伴う教科（教育内容が歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論）のテストは、講義の筆記試験及び実習の実技試験とし、両方の試験の結果のそれぞれが6割以上の評価であることを要件に当該教科の単位を認定する。再試験については、講義の筆記試験と実習の実技試験それぞれについて前項の規定を準用して行い、筆記試験と実技試験の両方が合格点に達した者に単位を認定する。（この場合の評点は60点とする）

**3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。**

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

下記のとおり、あらかじめ設定した算出方法により、算出している。

成績評価は、履修科目の成績を100点満点で点数化し、全科目の合計点を指標とし、取得した点数の合計点により、学年の順位を決定している。

また、テスト又は提出物等による評価を行わない授業科目は、出席時数が授業時数の3分の2に達していること、臨床実習については、学則に定めた時間の出席及び実習報告書の提出により単位を認定する。この場合の評価は合格及び不合格とし、合格に単位を認定する。

なお、この合否については、学年の順位に影響は与えない。

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

「客観的な指標の算出方法」を学校図書室で閲覧」

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業に必要な単位数は、必修科目基礎分野計10単位、必修科目専門基礎分野計22単位、必修科目専門分野計58単位及び選択必修分野計10単位の総計100単位である。

また、卒業の認定に関する方針の具体的な内容は、

- 1 医療専門職としてふさわしい使命感と倫理観を自覚している
- 2 歯科衛生士としての知識及び技術を持ち、チームの一員として行動する
- 3 歯科医学の新たな問題を主体的に解決することができる

である。

本校が行う歯科衛生士国家試験の受験学力検査に合格した者には、歯科衛生士国家試験の受験資格を与える。第3学年の後期に実施する。出題は、概ね受験予定の国家試験の出題範囲に準じ、総合評価で合否を判定する。不合格になった者については、その後に実施される全国規模での国家試験模擬試験等の成績を新たな評価材料として、判定を見直し、合格とすることがある。

上記試験は、歯科衛生士の単位となるため、卒業の条件となる。

卒業の認定にあたっては、2月に卒業認定会議により、卒業に必要な単位の修得を完了し、卒業の認定に関する方針に基づき歯科衛生士としての資質・能力を身につけた者に卒業を認定している。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	大宮歯科衛生士専門学校 学則及び大宮歯科衛生士専門学校卒業認定方針」を学校図書室で閲覧
----------------------	---

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	大宮歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 大宮歯科医師会

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	「一般社団法人 大宮歯科医師会 貸借対照表」を学校図書室で閲覧
収支計算書又は損益計算書	「一般社団法人 大宮歯科医師会 収支計算書」を学校図書室で閲覧
財産目録	
事業報告書	「一般社団法人 大宮歯科医師会 事業報告書」を学校図書室で閲覧
監事による監査報告（書）	「一般社団法人 大宮歯科医師会 監査報告書」を学校図書室で閲覧

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療		医療専門課程	歯科衛生士学科	○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
			講義	演習	実習
3	昼	2639 単位時間／単位	1323 単位時間 /単位	1575 単位時間 /単位	実験 単位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数
120人		117人	1人	6人	41人
				2898 単位時間／単位	47人

#### カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

##### （概要）

##### 授業の方法及び内容

講義：教科書、プリント、プロジェクターの映像等を使用し講義を行う。

実習：初期は顎模型などを使用して一人だけで実技を行い、技術向上に伴い学生が相互に術者や患者になり実習を行い、最後に、歯科診療医療機関で臨床実習を行う。

##### 年間の授業計画

シラバスに学科ごとに学科目標、日程、授業内容等を明示している。

## 成績評価の基準・方法

### (概要)

テスト又は提出物等の採点により評価を行う授業科目は、0点から1点刻みの100点満点で評価し、60点以上に単位を認定する。

テスト又は提出物等による評価を行わない授業科目は、出席時数が授業時数の3分の2に達していること、臨床実習については、学則に定めた時間の出席及び実習報告書の提出により単位を認定する。この場合の評価は合格及び不合格とし、合格に単位を認定する。

## 卒業・進級の認定基準

### (概要)

#### 《卒業》

卒業に必要な単位数は、必修科目基礎分野計10単位、必修科目専門基礎分野計22単位、必修科目専門分野計58単位及び選択必修分野計10単位の総計100単位である。

また、卒業の認定に関する方針の具体的な内容は、

- 1 医療専門職としてふさわしい使命感と倫理観を自覚している
- 2 歯科衛生士としての知識及び技術を持ち、チームの一員として行動する
- 3 歯科医学の新たな問題を主体的に解決することができる

である。

本校が行う歯科衛生士国家試験の受験学力検査に合格した者には、歯科衛生士国家試験の受験資格を与える。第3学年の後期に実施する。出題は、概ね受験予定の国家試験の出題範囲に準じ、総合評価で合否を判定する。不合格になった者については、その後に実施される全国規模での国家試験模擬試験等の成績を新たな評価材料として、判定を見直し、合格とすることがある。

上記試験は、歯科衛生士の単位となるため、卒業の条件となる。

卒業の認定にあたっては、2月に卒業認定会議により、卒業に必要な単位の修得を完了し、卒業の認定に関する方針に基づき歯科衛生士としての資質・能力を身につけた者に卒業を認定している。

#### 《進級》

学年における必要単位数を取得していること。

## 学修支援等

### (概要)

週に1、2回、心理カウンセラーによる学生相談を行っている。

3年生は国家試験対策終了後、主要3科目においては専任教員が成績不良者に対し、国家試験対策を実施している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）				
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他	
38 人 (100%)	人 ( %)	38 人 ( 100%)	人 ( %)	
(主な就職、業界等) 歯科診療所				
(就職指導内容) 病院、診療所、行政機関等から送られてくる求人票をファイルし、閲覧を希望する学生及び卒業生に閲覧させている。 求人歯科診療所と就職を希望する学生との面談を行う就職説明会を年1回開催している。				
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士国家試験受験資格の取得、専門士の称号の授与				
(備考) (任意記載事項)				

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
118 人	4 人	3.4%
(中途退学の主な理由) 成績不良		
(中退防止・中退者支援のための取組) 校長、副校長、教頭、教員による成績不良者やその父兄に対する面談などの実施や個別指導を行い、中退防止に努めている。 また、全学生に対し、最低1回心理カウンセラーによるカウンセリングを行い、学生の悩みの把握などに努めている。		

②学校単位の情報

a ) 「生徒納付金」 等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士学科	250,000 円	600,000 円	130,000 円	実習研修費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
1、2年次それぞれにおいて成績等優秀者に奨励金授与 さいたま市在住入学者及び家族割入学者（2親等内：本校同窓生家族、在学生家族）に 入学金減額				

b ) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「学校自己評価及び学校関係者評価」を学校図書室で閲覧																		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価委員会は定数3名以上で、企業、PTA、卒業生から選出した現在歯科医療機関関係者5名で構成されている。																		
同委員会は、「教育活動」や「学修成果」等の評価項目について、自己評価の目標等の設定・達成状況、目標達成のための方法・取組・手段の適切さ及び自己評価の内容について、評価を実施する。																		
学校では、学校関係者評価の結果に基づき、校長を責任者とし、臨床実習診療所や大宮歯科医師会と連携して、翌年度以降、学生が一層の医学的知識や技能を習得し、即実践的な歯科衛生士になれるように、また、入学者が多く退学者が少なくなるように、より良い学校運営の改善が図られるようにしている。																		
学校関係者評価の委員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高橋歯科医院</td> <td>令和7年7月1日～ 令和9年6月30日</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>さや歯科クリニック</td> <td>同上</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>みづき歯科クリニック</td> <td>同上</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>林歯科クリニック</td> <td>同上</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>スマイル矯正歯科</td> <td>同上</td> <td>企業</td> </tr> </tbody> </table>	所属	任期	種別	高橋歯科医院	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	企業	さや歯科クリニック	同上	企業	みづき歯科クリニック	同上	企業	林歯科クリニック	同上	企業	スマイル矯正歯科	同上	企業
所属	任期	種別																
高橋歯科医院	令和7年7月1日～ 令和9年6月30日	企業																
さや歯科クリニック	同上	企業																
みづき歯科クリニック	同上	企業																
林歯科クリニック	同上	企業																
スマイル矯正歯科	同上	企業																
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「学校自己評価及び学校関係者評価」を学校図書室で閲覧																		
第三者による学校評価 (任意記載事項)																		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

刊行物の名称

- ・大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書  
(授業関係)
- ・実務経験のある教員等による授業科目の一覧表
- ・シラバス
- ・客観的な指標の算出方法
- ・大宮歯科衛生士専門学校 学則
- ・大宮歯科衛生士専門学校卒業認定方針  
(外部の意見を反映する組織への外部人材の配置関係)
- ・一般社団法人 大宮歯科医師会 定款
- ・一般社団法人 大宮歯科医師会 大宮歯科衛生士専門学校運営規則  
(財務諸表)
- ・一般社団法人 大宮歯科医師会 貸借対照表
- ・一般社団法人 大宮歯科医師会 収支計算書
- ・一般社団法人 大宮歯科医師会 事業報告書
- ・一般社団法人 大宮歯科医師会 監事による監査報告書  
(学校評価関係)
- ・学校自己評価及び学校関係者評価

閲覧場所 学校図書室

## (別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H111310300045
学校名（○○大学等）	大宮歯科衛生士専門学校
設置者名（学校法人○○学園等）	一般社団法人 大宮歯科医師会

## 1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		一人（一）人	一人（一）人	-（-）人
内訳	第I区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	(人)	(人)	
	第II区分	一人	0人	
	（うち多子世帯）	(人)	(人)	
	第III区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	(人)	(人)	
	第IV区分（理工農）	0人	0人	
	第IV区分（多子世帯）	一人	一人	
区分外（多子世帯）	人	人		
家計急変による 支援対象者（年間）			0人（0）人	
合計（年間）			-（-）人	
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第I区分、第II区分、第III区分、第IV区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けしたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。